

# ポータン・ミータン図柄 使用申請から承認までの流れ

ポータン・ミータンの図柄使用申請から承認までの流れは以下のとおりです。

## ポータン・ミータンの図柄を使用したい！

↓ ポータン・ミータンの図柄の使用をお考えの方は、申請書を提出する前に一度本組合あて電話して頂くことをお勧めします。

### ①名古屋港管理組合みなと振興課広報・にぎわい振興室(052-654-7894)に電話

↓ 電話にて、使用目的等をお伺いし、申請書を提出してもらおうか否かを検討させていただきます。営利目的の使用など明らかに承認できないものについてはこの時点でお断りさせていただきます。後日検討結果を電話にてお伝えします。なお、場合によっては、詳細な企画書等の提供をお願いする場合があります。

### ②使用承認申請書の提出

↓ 本組合からの連絡により申請書を提出して頂く方は、使用承認申請書(様式第1号)をホームページよりダウンロードして頂き、必要事項を記入の上、本組合に提出してください。なお、インターネットが使用できない方は、申請書様式を郵送することもできます。なお、申請書の添付書類として、企画書や申請者の概要等がわかる資料を添付してください。

### ③使用承認書の郵送

↓ 使用が承認されたときは、本組合より使用承認書(様式第2号)を発行、郵送します。承認書が発行されてから、図柄を使用して頂けます。承認書にある使用上の条件に従い使用してください。

### ④成果物等の提出

図柄を使用して完成した物品等の成果物は、速やかに本組合に提出してください。なお、提出が困難と認められた場合は、その写真等を提出してください。

## ◆承認された内容から変更して使用する場合の手続き

この場合、再度新たな使用方法にて承認を受ける必要があります。使用変更申請書(様式第3号)を本組合に提出してください。承認されたときは、本組合より使用変更承認書(様式第2号)を発行、郵送します。なお、手続き等詳細は上記チャート②から④を準用します。

## ◆使用に関する取扱要綱第3条第1項各号にかかる者が使用をする場合

この場合、使用にかかる承認を受ける必要はありません。ただし、事前の電話による相談及び使用に関する取扱要綱第3条第2項の「別に定める届出」を作成・提出してください。

### 【お問い合わせ先】

〒455-0033 名古屋市港区港町1-11

名古屋港管理組合 港営部みなと振興課広報・にぎわい振興室

TEL : 052-654-7894 FAX : 052-654-7990

mail : nigiwai@union.nagoyako.lg.jp